

平成 16 年 12 月 16 日

「豆乳類の日本農林規格の改正案」に対する意見書

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町 1-3-9

日本橋三英ビル 3 階

電話：03-3667-8311

日本食品添加物協会

会長 稲森俊介

「豆乳類の日本農林規格の改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いたします。

記

1. JAS 規格全般に関する意見

1-1 「標準規格」に関する意見

(1) 意見

「標準規格」における食品添加物の使用制限を撤廃していただきたい。

(2) 理由

JAS 制度のあり方検討会の委員より意見が出された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が「JAS 制度のあり方検討会最終報告」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

1-2 「特色規格」に関する意見

(1) 意見

有機 JAS 規格等「特色規格」における食品添加物の使用制限を見直し、有用性・必要性の高いものについては、全て認めるようにしていただきたい。

(2) 理由

JAS 制度のあり方検討会の委員より出された意見を踏まえて、食品添加物の使用制限に関する表現が「JAS 制度のあり方検討会最終報告」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

1-3 「JAS 規格の制度・見直しの基準」に関する意見

(1) 意見

平成 13 年 11 月 6 日農林物資規格調査会決定の「JAS 規格の制度・見直しの基準」における 2 規格の見直し基準、(2)改正の是非を検討するに当たっての基準、①のアを即刻次のように変更していただきたい。

現行：「(1)廃止の是非を検討するに当たっての基準」により廃止することとされた規格以外のすべての規格について、次の観点から改正の是非について検討を行い、改正の必要性が認められた場合には、改正する。

ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最低限とする等消費者ニーズ

の変化に対応した製品を提供するという観点

変更案：「(1)廃止の是非を検討するに当たっての基準」により廃止することとされた規格以外のすべての規格について、次の観点から改正の是非について検討を行い、改正の必要性が認められた場合には、改正する。

ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点

(2) 理由

JAS 制度のあり方検討会の委員より意見が出された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が「JAS 制度のあり方検討会最終報告」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

2. 「豆乳の日本農林規格の改正案」に関する意見

(1)意見

豆乳への使用可能な食品添加物を現行通りとしていただきたい。

(2)理由

食品添加物の使用制限に関する表現が「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

3. 「調整豆乳の日本農林規格の改正案」に関する意見

(1)意見

調整豆乳への使用可能な食品添加物を現行通りとしていただきたい。

(2)理由

食品添加物の使用制限に関する表現が「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

4. 「豆乳飲料の日本農林規格の改正案」に関する意見

(1)意見

豆乳飲料への使用可能な食品添加物を現行通りとしていただきたい。

(2)理由

食品添加物の使用制限に関する表現が「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

以上